

## 津島市人権施策推進審議会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、津島市人権が尊重されるまちづくり条例（平成30年津島市条例第1号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、津島市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、人権施策に関する事項その他条例の目的を達成するための必要な次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 津島市人権施策推進プランの策定及び見直しに関すること。
- (2) 津島市人権施策推進プランの実実施計画並びに進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 市民意識調査等に関すること。
- (4) 事業の実施に係る関係団体等との連絡及び調整に関すること。
- (5) その他条例で規定された目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 条例第8条第2項に定める委員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 津島人権擁護委員協議会津島地区委員会の代表者2名
- (3) 津島市民生委員・児童委員協議会の代表者
- (4) 津島市社会教育審議会の代表者
- (5) 津島市南文化センター運営協議会の代表者
- (6) 津島市女性の会の代表者
- (7) 津島市PTA連合会の代表者
- (8) 津島市老人クラブ連合会の代表者
- (9) 津島市障がい者関係団体の代表者
- (10) インターネット接続事業者
- (11) 津島市更生保護女性会の代表者
- (12) その他市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は委員の任期による。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長は、特定の事項を調査研究する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の意見を聞いて、委員の中から会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

4 部会長は、部会を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。